

## 社会福祉法人概要書

法人名 設立	社会福祉法人かやの実社 昭和51年10月20日	代表者	勝山 明里
-----------	----------------------------	-----	-------

### I 評議員・役員等

評議員10名、評議員選任解任委員4名

役職名	氏名	初回就任	今回任期	職業・担当
評議員	原島 正之	平成29年4月1日	平成29年4月1日より平成33年度 定時評議員会の終結まで	公認会計士 会計、経営全般
評議員	窪田 之喜	平成29年4月1日	平成29年4月1日より平成33年度 定時評議員会の終結まで	弁護士 職員処遇、法規、会計
評議員	川井 富美子	平成29年4月1日	平成29年4月1日より平成33年度 定時評議員会の終結まで	民生・児童・福祉委員 利用者支援
評議員	伊藤 展大	平成29年4月1日	平成29年4月1日より平成33年度 定時評議員会の終結まで	社会福祉法人事務長 会計
評議員	松尾 ユミ	平成29年4月1日	平成29年4月1日より平成33年度 定時評議員会の終結まで	保育所施設長 施設運営全般
評議員	横井 博子	平成29年4月1日	平成29年4月1日より平成33年度 定時評議員会の終結まで	元主任保育士 児童処遇・地域支援
評議員	泉 健司	平成29年4月1日	平成29年4月1日より平成33年度 定時評議員会の終結まで	環境コンサルタント 施設環境
評議員	柴田 満行	平成29年4月1日	平成29年4月1日より平成33年度 定時評議員会の終結まで	団体職員 地域支援、施設環境
評議員	西山 裕子	平成29年4月1日	平成29年4月1日より平成33年度 定時評議員会の終結まで	大学非常勤講師、法人理事 保育事業、地域支援
評議員	小早川 淳子	平成29年4月1日	平成29年4月1日より平成33年度 定時評議員会の終結まで	保社会福祉法人理事 施設運営全般
評議員選任 解任委員	勝山 智現	平成29年1月24日	平成29年1月24日より平成33年度 定時評議員会の終結まで	法人事務局長 評議員選任・解任
評議員選任 解任委員	田中 雄二	平成29年1月24日	平成29年1月24日より平成33年度 定時評議員会の終結まで	保育所施設長 評議員選任・解任
評議員選任 解任委員	橋元 美佐子	平成29年1月24日	平成29年1月24日より平成33年度 定時評議員会の終結まで	保育所施設長 評議員選任・解任
評議員選任 解任委員	三浦 多佳子	平成29年1月24日	平成29年1月24日より平成33年度 定時評議員会の終結まで	社会福祉法人理事 評議員選任・解任

理事定数 8 名、監事定数 2 名、苦情処理第三者委員 2 名（内 1 名監事）

役職名	氏名	初回就任	今回任期	職業・担当
理事長	勝山 明里	平成 2 年 12 月 1 日	平成 29 年度定時評議員会の終結から 平成 31 年度定時評議員会の終結まで	社会福祉法人理事長 法人・施設運営全般
業務執行理事	武藤 清美	平成 21 年 4 月 1 日	平成 29 年度定時評議員会の終結から 平成 31 年度定時評議員会の終結まで	保育所施設長 施設運営全般・法人運営
理事	山本 壽夫	平成 4 年 8 月 14 日	平成 29 年度定時評議員会の終結から 平成 31 年度定時評議員会の終結まで	大学教授・経営コンサルタント 建築, 経営全般
理事	二上 護	平成 7 年 11 月 14 日	平成 29 年度定時評議員会の終結から 平成 31 年度定時評議員会の終結まで	弁護士 職員処遇, 法規, 会計
理事	今 裕司	平成 14 年 11 月 22 日	平成 29 年度定時評議員会の終結から 平成 31 年度定時評議員会の終結まで	老人保健施設施設長 施設運営全般, 法人
理事	小玉 充	平成 27 年 10 月 6 日	平成 29 年度定時評議員会の終結から 平成 31 年度定時評議員会の終結まで	保育所施設長 施設運営全般, 会計
理事	山本 一代	平成 29 年 6 月 19 日	平成 29 年度定時評議員会の終結から 平成 31 年度定時評議員会の終結まで	社会福祉法人理事長 法人運営全般
理事	上原 祐子	平成 29 年 6 月 19 日	平成 29 年度定時評議員会の終結から 平成 31 年度定時評議員会の終結まで	保育所施設長 施設運営全般, 法人
監事	石井 賢郎	平成 14 年 2 月 19 日	平成 29 年度定時評議員会の終結から 平成 31 年度定時評議員会の終結まで	公認会計士, 税理士 会計全般, 運営全般
監事・苦情処理 第三者委員	田中 雄二	平成 27 年 10 月 6 日	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	保育所施設長 運営全般, 会計
苦情処理 第三者委員	今井 まち子	平成 15 年 12 月 4 日	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	元青梅市役所相談員 利用者, 近隣対応

## II 建物敷地

- 借地
  - かやの実保育園  
所有者 羽村市（無償貸与）  
面積 781.58㎡
  - さくら保育園  
所有者 羽村市（無償貸与）  
面積 1690.46㎡

## III 建物

- 自己所有
 

かやの実保育園	建物構造	鉄筋コンクリート造	地上 2 階	延床面積	856.73㎡
さくら保育園	建物構造	木造一部鉄骨造	一部 2 階	延床面積	931.58㎡

#### IV 事業名

かやの実保育園（設置：昭和52年1月1日，認可昭和52年1月17日）

##### 1 定員

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合
12	18	20	60			110

##### 2 保育内容

対象児童 保育を必要とする産休明け零歳児から就学前までの児童

保育時間 午前7時～午後6時まで

延長保育 午後6時～7時，羽村市延長保育補助要綱に基づく

障がい児保育 羽村市障害児保育実施要綱に基づく

##### 3 その他

かやの実子育て生活相談室（来園相談可，事前にご連絡ください）

かやの実わらべの実（随時申し込み可，ご連絡ください）

\* 卒園児ならびに地域の児童（小学校低学年）対象

わらべうたと遊びの広場「花いちもんめ」・育児相談（随時申込可，ご連絡ください）

\* 地域の未就園児の子ども（小学校就学前）と家族が対象

##### 4 職員数

施設長1名，副園長1名，保育士20名，調理員等5名，看護師1名，計28名  
（その他）派遣保育士3名，パート保育士11名，パート調理員1名

さくら保育園（設置：平成25年4月1日）

##### 1 定員

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合
6	12	14	53			90

##### 2 保育内容

対象児童 保育を必要とする産休明け零歳児から就学前までの児童

保育時間 午前7時～午後6時まで

延長保育 午後6時～7時，羽村市延長保育補助要綱に基づく

障がい児保育 羽村市障害児保育実施要綱に基づく

##### 3 その他

企画中

##### 4 職員数

施設長1名，保育士16名，調理員等4名，看護師2名，計23名  
（その他）パート職員数名

## V 法人の沿革

### 1 法人設立準備から開園まで

本法人の設立準備は、勝山妍子（現スーパーバイザー）ら4人の保育士、看護師らによって進められた。昭和51年10月20日に社会福祉法人かやの実社（当時、社会福祉法人かやの実保育園）が認可設立、年が明けた昭和52年1月1日、かやの実保育園が定員60名の保育園として開園した。

### 2 定員変更、増改築

本法人の保育事業は、昭和51年にかやの実保育園が60名規模の保育所としてスタートし、昭和53年4月1日に増改築し、定員を80名に変更した。さらに増大する入所待機児を解消するため、平成6年4月1日に定員を88名まで拡大した。

平成11年4月1日より3歳以上の枠を若干縮小し3歳未満児の枠を拡大して定員を90名とした。平成23年に園舎を建て替え、110名定員として現在に至る。

### 3 乳児保育、産休明け保育

昭和52年の開園当初、地域住民の要望により0歳児産休明け保育に、羽村市の保育所として最初に取り組みをはじめ、現在に至る。

### 3 特例保育、11時間開所保育対策事業、延長保育事業、年末保育

羽村市も昭和40年代後半より急速に都市化が進み、第2次、第3次産業従事者も増加した背景から、市民の間で長時間保育の要望が強く、本園では当時より午前7時30分から午後6時まで10時間30分の特例保育に取り組んだ。特例保育は平成13年度より11時間開所保育対策事業と改められ、保育時間をより充実して現在に至る。

その後、社会情勢の変化に伴い、さらなる長時間保育の要望が高まる中、平成2年9月に午前7時30分から午後6時30分までの本園独自の制度として、特例保育の時間を30分拡大した延長保育を開始した。加えて、地域独自のニーズに柔軟に対応するという羽村市の方針があり平成6年4月1日より羽村市延長保育実施要綱を策定し、延長保育指定園となり、羽村市で最初に午前7時から午後7時までの12時間開園体制となった。その後延長保育に取り組む保育園が増加し、現在では全保育園が12時間保育に取り組んでいる。

年末保育は、平成16年度より本園独自の事業として羽村市で最初に取り組むことになり、12月29日から31日まで開所し、地域の児童を含めて保育を実施した結果、延べ31名の利用があり、以後毎年実施して現在では公私立含め市内全園で年末保育を実施している。

## 4 保育理念

### ○児童憲章に則り、人間らしく健やかに育てる

本法人は、我が国の児童憲章と児童福祉法、ならびに国連の児童権利宣言に基づいて設立された。本法人が運営する保育園では、ご両親にとって大切なお子さんを預かり、国や人類の明日を担う大切な宝との考えに立ち、ご家庭と相談、協力し合って、お子さん達の心と体と知恵が健やかに育つよう努める。

…児童憲章…

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

子どもは人類の宝、私たちの未来です。子どもは非常に不安定な存在であるとともに、無限の可能性を持っている。本園では、創立以来卒園証書に一つの言葉を書き続けている。

「いきていることを すばらしいと おもうおとなに なってください」

### **日本民族の文化を伝える**

日本の伝承文化に誇りを持ち、和太鼓、わらべうたと遊びを子ども達に伝えてゆくと同時に、他の国の文化を尊重する心も育てたい。

### **ひとりひとりを大切に**

どの子どももひとりの人としてその子が持っている人格、個性、価値観などが尊重され、保護者との相互協力、理解の下で保育を受ける権利がある。

そこで、遊ぶことを通して発達成長していく、ひとりひとりの子どもに合わせて、遊び方や、どんな絵を描いたり話したりするのかを探し出し、子どもが自分でしようとすることをその子に合わせて助けるようにする。

## **5 給食**

本法人の運営する保育園の給食は、これまでその独自性と細かな配慮、ならびに保育実践での取り組みに対して高い評価を受けてきた。その一つの成果として、昭和59年に東京都が主催する「健康と食生活のつどい」の席上で、東京都知事賞を授賞したことは、現在でも本園の給食スタッフが誇りとしているところである。

日々の給食を作るにあたり、献立の検討から最後の盛りつけまで手作りで、原材料の吟味では様々な配慮をしている。すなわち、食品の購入にあたっては、可能な限り国産を利用してできるだけ添加物の無い食品や調味料を購入し、安全な食品を使用するよう務めている。また、毎月の内容を月毎に献立表として予告するとともに、実際に給食に出されたメニューの内容は、毎日厨房の展示ブースにディスプレイ展示する。降園の際に展示ケースの中をのぞき、お子さんは今日何を食べたか確認していただく。また、食中毒を防止するため食品衛生には細心の注意を払う。

保育実践への取り組みとして年に10回の「調理保育」をしている。たとえば「いも汁づくり」では、「いも」の成長観察から、いも掘り、買い出し、材料づくり、当日の調理、配膳、後片付けまでのすべてを、全園児がその発達段階をふまえて参加する。すなわち、ちぎる、むしる、皮むき、まるめる、のばす、洗う、さらに包丁を使っての材料づくりもある。調理員が、大きな魚を解体して切身になる過程を見せたりなど、さまざまな工夫をとり入れている。

その他、年に何回かレストランごっこや子どもマーケット、バイキング形式の食事をしたり、また、試食会を開く等、様々な取り組みを行なっている。